

農地法第3条申請手続きについて（令和7年4月～）

瀬戸内市農業委員会

- ★ 申請書は正本一部を提出してください。
- ★ 提出期限は毎月20日（市役所閉庁日にあたる場合はその前の開庁している日）です。

農地法第3条申請書及び添付書類

	書 類	備 考	
必ず必要な書類	✓ 申請書★		
	✓ 位置図★	住宅地図の写しもしくは地図提供サイトのマップ等の写し	
	✓ 地籍図（公図）★	法務局備前支局へ申請すること	
	✓ 登記事項証明書★		
	✓ 担当地区委員確認書	農地利用最適化推進委員から確認の署名、押印を受けること	
場合により必要な書類	営農計画書	下限面積（5,000㎡）未満の方が農地を取得される場合に必要	
	小作人同意書	小作地を小作人以外に譲渡する場合に必要	
	通作経路図	農業用機械をトラック等で移動させる必要がある場合に必要	
	耕作面積証明書	他の市町村に耕作地がある場合に必要	
	住民票	市外に居住される方が申請する場合に必要	
		法人登記事項全部証明★	譲受人が法人の場合に必要
		法人定款の写し★	譲受人が法人の場合に必要
	譲受人が法人の場合	譲受人が 農地所有適格法人 に該当する場合 ・組合員名簿又は株主名簿の写し★ ・権利移動不許可の例外に該当する場合その証するもの★ ・農地所有適格法人状況（別紙）★	
		農地法第3条第3項に該当する場合 （農地所有適格法人以外の法人が信託・常時要件についての特例に基づき、農地を使用貸借もしくは賃借権する場合） ・農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写し★	

※ 上記以外にも申請内容によりその他の書類が必要となる場合があります。